

看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業

公募要領

令和8年3月

厚生労働省

看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 公募要領

1 総則

2040 年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い更なる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要があるため、特定行為に係る看護師の研修制度（以下、「特定行為研修制度」という。）が平成 27 年 10 月 1 日に施行された。

特定行為研修を行う指定研修機関は年々増加し、令和 7 年 9 月現在、指定研修機関数は 474 機関となり、特定行為研修を修了した看護師等（以下、「修了者」という。）は 1 万 3,887 名となった。その一方で、指定研修機関ごとの取組のバラつきや特定行為研修制度に関する理解不足や認知度の低さなどが指摘されている。

そこで、特定行為研修制度の普及や理解促進を目的とした特定行為研修のポータルサイトの運営・更新・管理するとともに、シンポジウムの開催や特定行為研修制度の周知・広報等、特定行為研修の適切な実施及び修了者の活躍を推進するための支援等を行う者（以下、「実施者」という。）を選定するために、本要領により実施者の公募を行う。

なお、この公募は事業実施期間を十分確保するため、令和 8 年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行っている。採択・執行に当たっては、国会での令和 8 年度予算成立が前提となるため、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得る。

2 事業の目的

特定行為研修制度の普及や理解促進、円滑な研修の実施及び特定行為研修を受講する看護師等（以下、「受講者」という。）の確保を目的とした特定行為研修制度のポータルサイトの運営・更新、管理を行う。また、修了者の活動に関する周知・広報活動を通して修了者を組織的に育成できる体制の整備に向けた支援等を行うことを目的とする。

3 事業内容

次の（１）～（３）の実施にあたっては、厚生労働省医政局看護課と事前に事業内容を調整の上、実施すること。

（１）ポータルサイトの運営・更新、管理

特定行為研修制度の普及や円滑な実施及び受講者の確保を図るため、ポータルサイトの運営・更新、管理を行うとともに、ポータルサイト利用者の利便性向上を念頭においた情報分類、ポータルサイトのデザインの見直しを行う。

① 検討委員会の設置

ポータルサイトの運営・更新を効果的に行うために、検討委員会を設置するこ

と。検討委員会の委員は、厚生労働省医政局看護課と事前に調整の上、特定行為研修制度に関する有識者を中心に構成すること。

検討委員会では、ポータルサイトの更新にあたって、利用者の利便性を重視し、視認性や検索のしやすさ等を工夫し、サイト設計の検討を行うこと。そして、アクセス数や問合せ件数、発信内容等について、定期的に把握し、アクセスが向上するための取組を検討すること。

検討委員会の開催にあたっては、開催の3営業日前には議事次第や資料について厚生労働省医政局看護課の承認を得られるよう事前に準備をすることとし、検討委員会での検討状況や結果については、適宜、指定された期日までに決定事項を含め議事録を報告すること。

② 指定研修機関に関する情報の掲載

ポータルサイトに、指定研修機関に関する情報を掲載すること。

指定研修機関に関する情報として、研修受講資格、定員、研修日程、研修場所（協力施設名を含む）、eラーニング受講、応募方法、選考方法、受講料、修了者数等の内容を、特定行為研修の受講を検討している看護師が指定研修機関を選定する際に比較しやすいコンテンツとなるように更新する。

また、指定研修機関が他施設の取組を参考にしやすいように情報交換や交流のできる仕組みの構築を検討すること。

③ 修了者に関する情報の掲載

ポータルサイトに、修了者に関する情報を掲載すること。

修了者に関する情報として、氏名、所属、所属機関の種別、修了している特定行為区分・領域別パッケージ研修の内容等を含むこととし、3(1)④で示す「特定行為研修修了者情報検索」に反映すること。

なお、掲載する修了者情報については、本人の事前同意に基づき公開するものとする。本人が非公開を希望する場合は掲載しないこととし、非公開申請・公開停止の手続きを整備すること。

④ 「特定行為研修修了者情報検索」機能の設置

ポータルサイトに、「特定行為研修修了者情報検索」機能を設置すること。

「特定行為研修修了者情報検索」は、指定研修機関及び修了者が、希望する情報を自ら登録・変更し、それらが自動的にデータベース化され、ポータルサイト上で検索できる仕組みにすること。

また、ポータルサイトの利便性の充実に図るため、指定研修機関及び修了者がポータルサイトに情報を登録する内容について検討し、ポータルサイトの運営に反映すること。

⑤ 情報発信

ポータルサイトにおいて、特定行為研修に関する最新情報をタイムリーに発信するとともに、関連した研修会のお知らせや、ニュースレターの定期的な発行を行うことで、利用者が最新の情報を得られる仕組みを構築すること。

(2) 特定行為研修制度の普及や理解促進に係る周知・広報

① 特定行為研修制度の効果的な周知

特定行為研修制度の周知を効果的に行うために、3(1)①の検討委員会において、修了者の活動に関する事例収集と周知のためのシンポジウム等の開催についての検討や、特定行為研修制度の効果的な周知方法を検討する。なお、必要に応じてテーマ別の分科会等を設置しても差支えない。その際は、厚生労働省医政局看護課と事前に調整すること。

② 修了者の活動に関する事例収集・周知

修了者の活動を推進するため、修了者における活動を全国の医療機関等から広く募集し、活動を周知するためのシンポジウム等を年1回以上開催すること。シンポジウム等の開催にあたっては、広く参加者を募集するとともに、医療従事者が多数参加できるよう、適切な時期・時間・場所等を設定すること。

シンポジウム等では、参加者に対してアンケート調査を実施し、その結果をまとめた後、指定された期日までに厚生労働省医政局看護課にその実績を報告すること。

(3) その他、特定行為研修制度の普及・啓発等、本事業の目的を達成するために必要な活動

特定行為研修制度の普及・啓発等、その他の必要な活動については、定期的に実施することとし、厚生労働省医政局看護課と事前に調整すること。

4 留意事項

(1) 応募者に関する諸条件

本事業への応募者は、次の①～⑧の条件を全て満たす必要がある。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- ③ 特定行為研修制度について、十分な知見を有し、厚生労働省医政局看護課と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙様式1）を提出すること。
- ⑧ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書（別紙様式2）を提出すること。

(2) 業務の遂行

事業に実施に当たっては、次の事項に従うこと。

- ① 厚生労働省医政局看護課との連携を密に取ること。特に、事業の進捗の報告を適宜行い、ポータルサイトの更新や本事業に関連する公表等（修了者の名簿の公表など）は、必ず事前に厚生労働省医政局看護課と協議すること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、看護師の特定行為に係る指定研修機関連絡会、及びその他関係機関との連携を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については厚生労働省医政局看護課と協議すること。

(3) 個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理するとともに次の①～③の事項を含め個人情報保護法を遵守すること。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の利用目的には一切利用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めること。
- ③ 次のア～キに掲げる事項を本事業の開始までに定めること。
 - ア 個人情報の取扱いに係る基本方針の策定
 - イ 個人情報の取得、利用、保存、点検及び監査に関する規程等
 - ウ 個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任等の組織的安全管理措置
 - エ 個人情報を適切に取扱うための従業員の教育及び規程等に違反した従事者に対する処分等の人的安全管理措置
 - オ 個人情報の取扱いに関するセキュリティ管理等の物理的安全管理措置
 - カ 情報システムを使用して個人情報を取扱う場合は技術的安全管理措置
 - キ 委託先の監督

5 事業期間

事業期間は、令和8年4月1日又は実施者として選定された日のいずれか遅い日から令和9年3月31日までとする。

6 実施者の選定について

(1) 評価の方法

実施者の採択については、厚生労働省医政局看護課において応募者に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。

評価に当たっては、看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業実施者評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置する。

評価委員会は、応募者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も優秀と認められる応募者を実施者として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせにも応じられない。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しない。

（２）評価の手順

評価は、以下の手順により実施する。

① 形式評価

提出された企画書について、厚生労働省医政局看護課において、応募条件への適合性について評価する。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外する。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施する。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、申請者（代理も可能。）に対してヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募者のみ実施する場合がある。

また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なす。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施者を選定する。

（３）評価の観点

評価の観点は、以下のとおり。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものとなっているか。

（４）評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募者に対して通知する予定。

7 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付する。

本事業に係る補助金の交付については30,174千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は、「3 事業内容」に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費、委託費に限る。

なお、本事業の補助金は精算払いとし、基準額を超えた金額については、実施者の負担となる。

最終的な経費については、今後発出予定の上記「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に定めるところによる。

8 応募方法等

（1）企画書の作成及び提出

「看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業企画書」を作成し、8（2）①で示す提出期間内に提出すること。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成すること。

（2）応募方法

① 提出期間

令和8年3月3日（火）から令和8年3月17日（火）（必着）

② 提出先

提出書類一式の電子データを、以下のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。メールの件名は、必ず「【提出】看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業企画書（団体名）」とすること。

提出先：kango-jigyo@mhlw.go.jp

③ 問い合わせ先

照会は電子メール又は電話にて行うこととする。

電子メールで照会を行う場合は、提出先メールアドレス宛に、件名を「【照会】看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業（団体名）」として送付すること。

電話で照会を行う場合は、以下の問い合わせ先に、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（午後0時15分～午後1時15分を除く。）の時間内に行うこと。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係

④ 提出書類

ア 「看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業企画書（団体名）」
次の（ア）、（イ）をそれぞれ提出すること。

（ア）正本

黒塗りしていないもの（Word・Excel形式及びPDF形式）

（イ）副本

団体名や住所など応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの（PDF形式）

イ 応募者の概要が分かる資料

（ア）パンフレット等

（イ）定款又は寄附行為

（ウ）直近より過去3年分の財務諸表（写）

ウ 応募者がワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の（ア）～（ウ）の
認定を受けている場合には、その通知書（写）

（ア）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）

（イ）次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

（ウ）青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

エ その他必要な資料

※不備等がある場合は、評価の対象外とする可能性があるため、公募要領を熟読して作成すること。

※提出後の応募者の都合による書類の差し替えは原則不可とする。